



教育訓練援助金



～難民を雇用している事業主の方へ～

難民事業本部では、難民に対して日本語教育等の特別訓練を実施する事業主に援助金を支給しています

対象

雇用した難民定住者に対して、日本語教育、技能習得および資格習得の特別訓練を実施する事業主の方

1. 特別訓練とは、事業所で必要な日本語教育、技能習得、資格取得のいずれかの訓練のことを言います。
2. 訓練の対象者は、①インドシナ難民及びその家族（配偶者、親、子）、②条約難民及びその家族（配偶者、親、子）、③第三国定住難民及びその家族です。
3. 年度内に1回1時間以上の特別訓練を5回以上継続して実施することが必要です。申請の手続きは特別訓練開始前に行ってください。特別訓練実施後に報告書の提出を受けてから援助金を支給します。
4. 事業所、難民定住者または事業主の自宅、公共施設等、訓練を実施するのにふさわしい場所であればどこでも実施することができます。
5. カリキュラムの内容及び使用教材は問いません。
6. 訓練の指導員は、専門知識、専門技能、経験を持つ方です。
7. 難民事業本部の日本語教育相談員や職業相談員が特別訓練の実施場所を訪問し、訓練内容について助言します。

支給額など

名称	支給額	必要書類	申請期限	支給回数
第4種	特別訓練1回につき 4千円、上限10万円	支給申請書 特別訓練実施内容 特別訓練受講者氏名	特別訓練 の実施前	毎年度1回

*過去に本援助金を受給した事業主の方でも、今年度新たに申請がなされ、審査により当該申請を適正と判断された場合は支給対象となります。

*予算の状況により年度途中で申請の受付を終了することがあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

公益財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部

○本部事務所：〒106-0047 東京都港区南麻布5丁目1-27

TEL：03-3449-7013 FAX：03-3449-7016

○関西支部：〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18 日本生命神戸駅前ビル11階

TEL：078-361-1700 FAX：078-361-1323

公益財団法人 アジア福祉教育財団
難民事業本部